

広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行動計画（第2期）に係る
生活福祉保健委員会における意見と対応について

意見の内容	対 応	該当頁
<p>1 行動計画がしっかり県民に浸透するよう、県民への十分な働きかけを行う必要があること。</p>	<p>行動計画に記載した取組を推進していくためには、あらゆる主体が一体となり、県民運動として展開していくことが重要であると考えている。</p> <p>このため、県からの働きかけだけではなく、住民に身近な自主防災組織や市町などにも協力を呼びかけるとともに、県民総ぐるみ運動推進会議においても協力を呼びかけていく。</p> <p>加えて、県からの直接的な働きかけとして、県公式ホームページ・SNSやマスメディアを通じた広報などにも積極的に取り組んでいく。</p>	—
<p>2 避難行動要支援者の個別計画の作成に当たっては、呼び出し体制や実際の避難行動との乖離などの課題が残されたまま計画されているケースがあることから、実効性のある計画の策定に向けて、助言等を行うなど踏み込んだ取組を行う必要があること。</p>	<p>避難行動要支援者のうち福祉サービス利用者について、日頃からケアプランの作成を通じて本人の心身の状況をよく把握している福祉専門職が積極的に参画し、実効性のある個別計画を策定するよう助言していく。</p> <p>また、本人の心身の状況に加えて、地域におけるハザードの状況、独居等の居住実態等から、避難行動要支援者名簿を整理し、最優先に個別計画を策定すべき者を絞り込むよう、市町に働きかけていく。</p>	45 頁 57 頁
<p>3 災害情報の発信については、県と市町それぞれの災害情報メールの一元化や、AIなどを活用して、現在地の情報をPUSH通知で発信することなど、必要な人に必要な情報を重複なく確実に届ける効果的なシステムを開発されたいこと。</p>	<p>県内では、現在 18 市町において住民向けのメールサービスが提供されており、これらの市町では、県と市町の両者の防災情報メールが提供されている状況である。</p> <p>一方で、市町によって、防災情報の配信内容が異なることや、防災以外の情報を含めて配信しているメールサービスがあることなどから、県と市町の防災情報メールの一本化にあたっては、現行サービスの利用者への影響を十分に考慮する必要がある。</p>	38 頁

意見の内容	対 応	該当頁
	<p>こうした状況を踏まえつつ、市町との役割を明確にしながら、住民にとって最適な防災情報が着実に届けられるよう、検討を進めていく。</p> <p>また、新たな取組として、DXを活用し、土砂災害危険度情報などの災害リスク情報を、県民一人ひとりにリアルタイムにプッシュ方式で発信する仕組みを構築できないか、検討を進めていく。</p>	
<p>4 呼びかけ体制が構築できている自主防災組織の割合を100%とする目標の達成に向けては、避難が必要な方にもれなく呼びかけることができるように、自主防災組織がどういった手段で取り組むべきなのか示す必要があること。</p>	<p>「第2章 具体的な取組」において、5つの行動目標ごとに取組を記載しているが、それぞれ「活動事例」を盛り込むこととし、呼びかけ体制の構築に向けた取組についても、この中で掲載する。</p> <p>自主防災組織においては、災害図上訓練やワークショップなどを通じて地域住民に、優良事例も紹介しながら避難を呼びかけることができるよう取り組んでいる。</p> <p>また、避難行動要支援者については、福祉専門職や社会福祉協議会等の協力を得て、実効性のある個別計画の策定の促進を図っていく。</p> <p>さらに、こうした取組だけではなく、新たな取組として、DXを活用し、土砂災害危険度情報などの災害リスク情報を、県民一人ひとりにリアルタイムにプッシュ方式で発信する仕組みを構築できないか、検討を進めていく。</p>	<p>61 頁 ほか</p>
<p>5 自主防災組織の役割や行政と連携した具体的な取組など、自主防災組織を運営される方の参考となる事項を計画に記載する必要があること。</p>	<p>自主防災組織の役割について、「第1章 総論」の「4（4）各主体の役割」において明記する。</p> <p>また、行政と連携した具体的な取組について、「活動事例」として掲載する。</p>	<p>26 頁 61 頁 ほか</p>

意見の内容	対 応	該当頁
<p>6 防災士は地域の防災の取組の要となることから、防災士が自主防災組織で活躍しやすくなり、また、防災士同士の連携も進むよう防災士に期待される役割などを計画に記載されたいこと。</p>	<p>県及び市町が地域防災の担い手として養成を進める「防災リーダー」については、特に資格を定めていないが、防災士の資格を有する方に担っていただくことは有益であることから、「防災リーダー（防災士等）」と表記する。</p> <p>なお、県及び市町が養成する防災リーダー（防災士等）は、現在取り組んでいる自主防災組織による避難の呼びかけ体制の構築などにおいて自主防災組織の活動の中心を担っていただく人材であり、今後とも、継続して養成・育成を行う市町に対する支援を行っていく。</p>	<p>57 頁 61 頁 ほか</p>
<p>7 行動計画素案の概要において、基本理念である『「災害死ゼロ」の実現』を概ね30年後の姿として記載しているが、「災害死ゼロ」に向けては、一日でも早く実現するよう取り組むべきものであることから、修正等を検討すること。</p> <p>また、行動計画に掲げる5年後を目指した成果指標については、県民の取組の指針となるものであることから、一日でも早い「災害死ゼロ」の実現に向けて取り組む必要があること。</p>	<p>「災害死ゼロ」については、一日でも早く実現するよう取り組むべきものであると考えている。</p> <p>このため、計画概要において、「(概ね30年後)」という文言は削除する。</p> <p>なお、「災害死ゼロ」を実現するためには、県民に適切な避難行動をとっていただくことが不可欠であるが、そのためには、まずは日頃から避難の準備をしつかりとしておいていただくことが極めて重要であり、本計画においては、「避難の準備行動ができていない人の割合」を全体の成果指標とし、重点的に取り組んでいく。</p>	<p>—</p>
<p>8 行動計画に掲げる事項を県民や自主防災組織、市町などの各主体において取り組むに当たっては、自助、共助、公助それぞれの役割を認識した上で、連携しながら効果的なものとする必要があることから、広島県防災対策基本条例にある自助、共助、公助の整理を起点に、分かりやすく自助、共助、公助の役割を明記する必要があること。</p> <p>また、県と市町の関係性についても、それぞれが適切な行動をとることができるよう、役割を明確にする必要があること。</p>	<p>県民（自助）、自主防災組織等（共助）、行政（公助）の役割について、広島県防災対策基本条例において定められた役割等を「第1章 総論」の「4（4）各主体の役割」において明記する。</p> <p>県と市町の役割についても、明確にするため、合わせて明記する。</p>	<p>25 頁～ 28 頁</p>

意見の内容	対 応	該当頁
<p>9 平成30年7月豪雨により被災し修復されていない、あるいは土砂災害等の危険な場所に立地する避難所があることから、いつまでにどうするのか整理する必要があること。</p>	<p>今年度、土砂災害や浸水被害の恐れのある指定緊急避難場所等の現状について、市町を通じて確認調査を実施したところである。</p> <p>安全性が確保できていない施設については、指定の見直しや同一地域内で代替施設が確保できるかどうかなど、今年度中を目途に、市町と連携して整理していく。</p>	—
<p>10 災害リスク情報の入手が困難なスマートフォン等を使用しない高齢者や視覚や聴覚に障害を持つ方などに対しては、地域の見守りによるサポートが必要となることから、地域への呼びかけ等の取組を強化する必要があること。</p>	<p>避難行動要支援者については、福祉専門職が地域住民、自主防災組織等と協同して、平時のケアプランと災害時の個別計画を同時策定し、平時からの見守りや避難訓練等を通じて、実効性のある包括的な支援体制を構築していく。</p> <p>また、自主防災組織においては、避難を促すタイミングや方法などのルールを定めていただき、大雨災害時等に効率的で効果的な呼びかけを行う体制構築に引き続き取り組んでいく。</p>	57頁
<p>11 避難行動や避難所生活において女性の視点で在り方を検討し、施策に反映させるため、広島県防災委員における女性委員の割合を3分の1とすることを目標とするなど、増員に向けた努力が必要であること。</p>	<p>災害時には被災者の視点に立ったきめ細かい防災対策を実施していくため、女性からの幅広い意見を取り入れることは、非常に重要だと考えている。</p> <p>このため、広島県防災会議においては、平常時から、女性・少年等の火災予防や地震対策の知識習得等に取り組み、災害発生時には初期消火活動や避難誘導などを実施されている「広島県女性防火クラブ連絡協議会長」を通じて、女性の意見を取り入れることとしている。</p> <p>引き続き、女性の積極的な指名について依頼を行うなど、女性委員の増員に向けて、取り組んでいく。</p>	—

意見の内容	対応	該当頁
<p>12 要支援者の避難計画における要支援者の名簿等の作成に当たり、ひきこもりの方や独り暮らしの高齢者など支援すべき対象を適切に把握するため、地域福祉支援計画と連動させアウトリーチ等により把握を行う必要があること。</p> <p>また、他県では、避難行動要支援者の個別計画の作成に報酬を支払い取組を推進している事例や、支援の担い手の確保について具体的な取組を展開している事例もあることから、災害死ゼロを目指す本県として、そうした先進事例を参考に、要支援者の適切な避難につながる積極的な取組を展開する必要があること。</p>	<p>福祉専門職をはじめ、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、自立支援協議会、社会福祉協議会等の地域資源を活用して、個別計画の策定に漏れがないよう促していく。</p> <p>また、市町に対し、福祉専門職の協力を得て個別計画を策定し、避難訓練を実施できるよう、福祉専門職に対する報酬等の財政支援や、専門的なアドバイスを行うコーディネーターの派遣等を行うとともに、地域において、要配慮者支援を行うボランティアリーダー等を養成することを検討していく。</p>	<p>45 頁 57 頁</p>
<p>13 避難場所のイメージ向上に取り組むに当たり、その前提となる避難場所へのトイレ、ベッド、パーテーションの設置、冷暖房設備の整備などの環境改善の取組の強化を図る必要があること。</p>	<p>避難所の環境改善については、来年度、避難所運営ガイドラインを策定し、各市町の避難所ごとの運営マニュアルの作成を支援するなど、避難所の運営や設備環境の改善に向けて、市町と連携した取組を検討していく。</p>	<p>57 頁 ほか</p>
<p>14 分散避難の普及に当たっては、適切な避難行動につながるよう、あらかじめ行政により、商業施設やホテル等を分散避難時の避難場所として位置付けることを検討する必要があること。</p>	<p>県民の皆様分散避難を行っていたためには、多くの避難先を確保することが重要であり、これまでも、各市町に対しては、学校や公民館などの公共施設だけでなく、ホテルや商業施設などの民間施設を避難先として活用するよう働きかけてきたところである。</p> <p>実際に協定を締結してホテルや商業施設を避難先として活用している市町もあることから、こうした事例を他の市町に展開していく。</p>	<p>57 頁 ほか</p>
<p>15 「みんなで減災」県民総ぐるみ運動の土台づくりにつながる子供たちへの防災教育を推進するため、防災教育のカリキュラム化など学校で日常的に学ぶ環境整備に向けて、行動計画において学校における取組を強調する必要があること。</p>	<p>学校で日常的に学ぶ機会を増やす取組として、主に県教育委員会と連携し、小学校で取り組んでいる「ひろしまマイ・タイムライン」の作成促進（46 頁）や、砂防出前講座の開催（54 頁）、地域と連携した学校における防災教育の推進（56 頁）など、多数の活動事例を盛り込んだところであり、こうした取組により、学校における取組を一層推進していく。</p>	<p>46 頁 ほか</p>

意見の内容	対 応	該当頁
16 26 ページ以降の具体的な取組における取組主体に「学校（大学のみ）」とされている箇所について、大学に限らない取組があるため、修正が必要であること。	大学に限らない取組について、「(大学のみ)」という文言は削除する。	45 頁 54 頁 58 頁